

「議第 1 号 特定生産緑地の指定について」に対する意見等の概要

及び意見等に対する事務局の回答（考え方）

番号	発言委員	意見等の概要	事務局の回答（考え方）
1	妹尾委員	<p>特定生産緑地の名義変更について</p> <p>①指定から 30 年の営農義務期間の途中で親族への相続又は第三者への売買など所有者が変更されることがある。</p> <p>②指定から 30 年経過後に所有者の変更等が考えられる。</p> <p>上記は事前に予見される事例で、営農義務期間及び事務手続き（市側の書類審査）で、窓口担当者によって異なる対応となることによって、トラブル発生の可能性を内在していると想定される。</p> <p>どのような規定及び手順となっているか提示いただきたい。</p>	<p>土地の所有者に変更があった場合は「生産緑地地区指定農地にかかる所有者等権利者・主たる従事者変更届」の提出を求めています。</p> <p>また、窓口担当者の対応を統一するため、今後は「チェックリスト」を用いた対応を行ってまいります。</p> <p>※「生産緑地地区指定農地にかかる所有者等権利者・主たる従事者変更届」及び「チェックリスト」については別紙ご参照ください。</p>

様式第5号(第6条関係)

年 月 日

和 泉 市 長 あて

届出者(所有者)

住 所

氏 名

電 話

生産緑地地区指定農地にかかる所有者・主たる従事者変更届

生産緑地地区指定農地について、下記の通り届出致します。

記

1. 農地の所在

2. 変更前の所有者

住所

氏名

変更後の所有者

住所

氏名

電話

3. 変更前の主たる従事者

住所

氏名

変更後の主たる従事者

住所

氏名

電話

小作権等

(有・無)

- 備考 -

農業委員会による確認	
年 月 日現	
在、農家台帳に世帯員として耕作している記載あり	

※あくまでも、変更届を提出する時点での確認であり、『生産緑地に係る農業の主たる従事者についての証明書』を発行する際には、再度確認が必要になります。

(注) 所有者が自署しない場合は、記名押印してください。

生産緑地の所有者または従事者を変更する場合の対応チェックリスト（課内用）

①必要書類

様式第5号（生産緑地地区指定農地にかかる所有者・主たる従事者変更届）

<所有者の変更を行う場合>

当該地の登記事項証明書（全部事項証明書）

<所有者及び農地等利害関係人の現住所と登記事項証明書の住所が異なる場合>

住所のつながりを証する書面（住民票等）

<代理人による手続きの場合>

委任状

②生産緑地制度の説明について（所有者変更の場合）

周知文書の配布

生産緑地地区とは

－都市の中の貴重な緑のオープンスペース、緑地機能等をもつ市街化区域内の農地のうち農地所有者の方から申請があった農地を生産緑地地区として指定しています。

営農義務について

－生産緑地地区は指定後 30 年間農地として適正に管理、保全することが義務付けられ、建築物の建築や宅地の造成、土地の形質の変更等、農地以外の土地利用ができません。（これを「行為の制限」といいます。）なお、所有者を変更された場合においても、営農義務の期間は変更されません。

指定期間（営農義務期間）についての説明（例：○年○月が指定後 30 年経過する日）

<生産緑地とは>

生産緑地は、まちなかの緑地（農地等の持つ緑地的機能）を計画的に保全することで、良好な都市環境を確保するためにつくられた制度です。

○生産緑地のもつ緑地的機能とは

一般的に公害を発生させる可能性のある施設と住宅地が近接しているような場合に、両者の間に一定の間隔を確保して、公害等を未然に防ぐような緩衝的機能、火災等の緊急事態に住民が容易に到達できるような、まちなかの避難地機能、等が期待されています。

○義務等

生産緑地に指定されると、指定後30年間は農地等として適正に管理・保全することが義務付けられ、建築物の建築や住宅の造成、土地の形質の変更等、農地等以外の土地利用が原則出来ません。なお、所有者を変更された場合においても、営農義務の期間は変更されません。

農地等として適正に管理頂くよう、お願いいたします。

また、生産緑地の保全のため、市から報告を求めさせて頂く場合や、立入検査をさせて頂く場合がございます。

(裏面もご覧下さい)

○届出

生産緑地の指定時に、土地の所有者及び主たる従事者となる方を登録して
います。

相続等により土地の所有者や主たる従事者に変更（住所変更を含む）があっ
た場合、届出が必要となります。忘れずに届出をお願いします。（ホームペー
ジにて様式公開）

※所有者情報の変更の際には登記事項証明書の添付が必要です。